

三件は集合自動車である

業 態 別	件数	参加人員
一、交通運輸業	一二	三一九
一、石炭鑛業	七	二六四
一、土木建築耐貨業	四	三八八
一、機械器具製造工業	四	一五八
一、土石採取業	三	二〇一
一、造船業	三	九六
一、失業救済土木事業	二	二〇四
一、化学工業	二	二七
一、製紙業	一	一七
一、製糖業	一	七
一、新聞販賣業	一	一九
合 計	四三	一、七九七

一、製紙業	一	二三
一、製糖業	一	九
一、漁業	一	六五
合 計	四三	一、七九七

二、争議の手段と解決状況

1、争議の手段

争議四十三件中間罷業三十一件怠業五件にして怠業に至らざる紛議七件あり、而して労働団体等の関與したるもの二十一件にして、其の關係なきもの二十二件であるから所謂労働者の自発的争議が總件数の半に達してゐるのである。もとより労働団体の指導に依らざる争議は概ね其の統制上充分ならずと雖も中には鞏固なる團結と一糸漏れざる統制を示したも